

各県立学校長 殿

徳島県教育委員会教育長

「緊急事態宣言」を踏まえた学校の臨時休業の実施について（通知）

昨日、首相により特措法に基づく「緊急事態宣言」が発令されました。

対象地域について、東京都のみならず関西広域連合の構成府県である大阪府、兵庫県が指定されており、今後、対象地域から本県への移動が増え、感染リスクが高まることが想定されます。

このため、本県の児童生徒の安全を最優先に、「学校でクラスター感染を発生させない」という方針のもと、より一層の万全を期すため、次のとおり県立学校の臨時休業を行うことといたしました。

各県立学校におかれましては、感染防止の趣旨を御理解いただき、臨時休業を円滑に実施していただきますようお願いいたします。

1 臨時休業期間について

4月11日（土）から5月6日（水）まで

（国の緊急事態宣言が解除された場合は短縮を検討）

2 臨時休業準備期間について

4月8日（水）から4月10日（金）までの間は臨時休業に係る準備期間とする。

8日、9日については、始業式・入学式等の式典に係る登校日とし、感染症対策を行った上で、予定どおりの期日に、それぞれ在校生・新入生及びその保護者に限定して行う等最小限にして実施することとする。4月9日（木）に入学式を実施する場合は入学式の実施とする。

〔 4月8日（水）に始業式（または入学式）を終えた児童生徒は、4月9日（木）は 〕
休業とする。

10日については、「学年別に分散して登校」させる等の感染症対策を行ったうえで臨時休業期間中の適切な健康観察や効果的な家庭学習を行うための教科書・課題等の配布、指導を行うことを可とする。

なお、給食がある場合には、感染症対策を行った上で給食をとらせることは差し支えない。

部活動については、4月8日（水）から校内外での練習や対外試合並びに演奏会や発表会、県外遠征、大会等への参加を含め中止する。